

第8期計画の評価について

1 総論（全体共通）

第8期（令和3年度～5年度）期間中はその大部分がコロナ禍にあたり、計画上に定めた取組等についてはその大部分が高齢者を対象としたものであることから実施が困難となったところである。よって、第8期の各取組及び計画全体の正確な評価については困難な部分があるが、一部の取組については手法等を工夫しながら実施したり、フレイル予防対策事業等の新たな取組について積極的かつ精力的な実施を行うなど、困難な状況下でありながら、一定の施策の推進ができたところ。

また、各取組については積み残された課題もあり（詳細は以下の各項目参照）、これらの課題を整理し、必要に応じ、第9期で見直し等を図る必要がある。よって、本資料記載の内容等をベースにした、「第8期の評価等」について第9期計画中に記載し、各項目の改善に向けた取組との関連性の明確化等を行うこととする。

更に、本市の地域包括ケアシステムの構築・推進の状況については、システムの機能性や、システムを構成する関係者間（行政、医療機関、民間事業者、地域住民等）の連携体制等、システムの効果的な推進にあたっては一定の課題があると考えている。

上記課題の改善にあたっては、本市の地域課題や全体ビジョンの共有、計画上に定める各取組みの実施主体等の明確化等により、システムが円滑に機能しているか確認する点検機能の強化等が必要であると考えており、第9期計画においてはこれらに重点的に取り組むこととする。

2 計画の柱ごとの評価

社会参加しやすい環境づくり

計画上の施策の実施については、老人福祉センターの運営、老人クラブへの助成、通いの場の充実をはじめ、着実に取り組んできたところである。また、「社会参加しやすい環境」の前段となる地域包括ケアシステムの充実に向け、地域包括支援センターの設置体制の在り方の検討や、適切な人員の確保等、センターの体制整備に取り組んだ。「社会参加」については次段記載のフレイル予防施策等にも大きく影響する事項であることから、その重要性を踏まえ、引き続き着実に取り組むとともに、第9期計画の中でより重点強化を行いたい。

健康で安心して暮らせるまちづくり

計画上の施策の実施については、在宅生活を支援するサービスの充実、住環境確保等をはじめ、着実に取り組んできたところである。また、災害・感染症に対する備えとして、地域振興課、長寿社会課、障がい者支援課及び防災安全課の4課合同事業である「避難行動要支援者対策事業」については、避難行動要支援者の災害時の「逃げ遅れゼロ」に向けて、避難行動要支援者名簿の整備と個別避難計画の作成について積極的かつ着実に取り組むことができた。

在宅生活に向けたサービスと資源づくり

フレイル予防施策の重点的实施（全市フレイル度チェック、フレイル対策における拠点の整備、拠点で実施する運動教室（ふらっと運動体験）の公民館へのリモート配信等）により、予防

実践の場を幅広く整備してきたところであり、また、この他にも米子市フレイル予防推進協議会や、民間事業者との連携による施策の展開・充実を精力的に図ってきたところであり、引き続き着実に取り組むとともに、第9期計画の中でより重点強化を行いたい。

また、平成2年度より、「高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施事業」に取組み、高齢者の生活習慣病予防、フレイル予防、介護予防を一体的にとらえ、多様な課題を抱える高齢者や健康状態の不明な高齢者を把握し、訪問などの個別支援を実施してきた。また、通いの場等において、フレイル予防の柱である口腔・栄養、運動、社会参加の必要性について、啓発・健康教育を実施し、ポピュレーションアプローチにも取り組んできた。

一方、運動機能向上に向けた施策が中心的となり、栄養、口腔、社会参加といった多角的な予防アプローチが十分でないことや、市民が主体的にフレイル度チェックを実施して自身のフレイル度を把握し、早い段階で予防実践に取り組む社会の構築等に向けては一定の課題があり、第9期計画においては、これらの課題に対し着実に対応していく必要があると考える。

認知症になっても暮らしやすい地域と人づくり

認知症サポーター養成講座の実施、認知症初期集中支援チームの配置、認知症カフェの運営支援等により認知症の方やその家族等の支援の充実を図ってきたところであり、この他にも学校教育の段階から認知症への理解を深めるキッズサポーターの養成や、通所型サービスへの認知症予防プログラムの追加など、独自施策も積極的に推進するなど、一定の体制推進を図ってきたと考えられる。

しかしながら、真の意味での”認知症になっても暮らしやすい地域と人づくり”にあたって必要な「認知症を”自分ごととして”とらえる・考える」地域づくりに向けては一定の課題があると考えており、第9期計画においては、令和5年6月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（通称「認知症基本法」）の7つの基本理念を踏まえ、一層の施策推進及び体制の強化を図る必要があると考える。